

はじめに

1 課税の状況

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の課税額は、1兆3,687億円（うち税関分749億円）であり、課税数量の減少に加え、低税率の酒類に需要がシフトしていることもあり、前年度に比べて1.5%減少している。

平成23年度の課税数量は、893万6千kl（うち税関分60万4千kl）であり、前年度に比べて0.3%減少している。主な酒類ごとにみると、前年度に比べて増加した酒類は、清酒が60万3千klで0.1%、果実酒が30万2千klで10.2%、甘味果実酒が8千klで16.8%、ウイスキーが9万6千klで0.4%、ブランデーが7千klで0.2%、スピリッツが31万9千klで5.6%、リキュールが205万8千klで7.4%それぞれ増加している。前年度に比べて減少した酒類は、合成清酒が4万1千klで6.1%、連続式蒸留しようちゅうが45万klで2.6%、単式蒸留しようちゅうが50万8千klで0.1%、みりんが10万4千klで2.8%、ビールが285万9千klで2.8%、発泡酒が85万5千klで11.6%、その他の醸造酒が72万3千klで0.2%それぞれ減少している。

2 酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思料される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成23年12月に、平成22事務年度（平成22年7月1日～平成23年6月30日）の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な事例を公表した。

3 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、酒類の品目ごとに区分し、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成24年3月末現在の酒類製造免許場数は3,107場（各酒類を通じたもの）となっている。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分し、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成24年3月末現在の酒類販売業免許場数は192,466場であり、このうち酒類卸売業免許は11,685場、酒類小売業免許は180,781場である。

4 社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

5 輸出環境の整備に関する事務

日本産酒類の輸出環境を整備するため、東日本大震災後に輸出先国で導入された輸入規制の解除に向けた働きかけや輸出先国における貿易障壁の見直しに向けた対応など、関係府省等と連携しつつ取り組んだ。

また、国税庁ホームページの「酒類の輸出」において酒類の輸出統計等の情報を提供したほか、酒類に関するセミナー等への職員の派遣及び業界への情報周知等を実施している。

日本産酒類の平成24年（暦年）の輸出金額は約207億円、輸出数量は約6万6千klとなっており、それぞれ対前年比8.5%、16.6%の増加であった。また、清酒の平成24年の輸出金額は約89億円、輸出数量は約1万4千klと、品目別に貿易実績の把握が可能になった昭和63年（暦年）以降で過去最高となっており、それぞれ対前年比1.9%、0.8%の増加であった。

6 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務等

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術事項に関する事務を実施している。

平成23事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談（指導相談件数2,165件）を実施した。

また、コーデックス委員会等で国際的に取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての国内実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（分析点数3,856点）を行った。

東日本大震災における酒類業者に対する復興支援等

国税庁においては、東日本大震災により被災された酒類業者の復興支援に引き続き取り組んでいるところです。これまで、酒類製造免許等の取扱いや被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の取扱い等について特例措置を講じるとともに、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性確保のため、出荷前の酒類等の放射能分析等や輸出用酒類に係る証明書の発行等を行っています。また、酒類製造場が甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対する酒税の軽減措置のほか、復興支援研修会の開催や中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援を実施しています。

これらの施策を通じて引き続き復興支援に尽くしてまいります。